

VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務

企画提案審査要領

令和 8 年 2 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県が実施する「VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものであること。
- (2) 審査委員会は、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、下記4に定める審査基準及び配点に基づき、審査を行うものであること。

2 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書等及び参加者による審査委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された4者により、審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。

なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。

- (3) 審査委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議のうえ順位を決定するものとする。

- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
<u>問題はない（中位点）</u>	<u>6</u>	<u>12</u>
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、参加者に書面を郵送することにより通知する。

4 審査基準及び配点

審査項目、審査観点及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画提案	業務目的	本業務の趣旨を理解し、その目的達成のための方針・目標が的確な提案となっているか。	10	20
	露出効果	「岩手さちこ」の露出を高める提案となっているか。	10	
企画内容	動画制作・配信、SNSの運営等	新たな「岩手さちこ」のファンにアプローチできるような、訴求力のある動画制作や投稿のイメージとなっているか。	20	50
		SNSにおいて、「岩手さちこ」のファン自らが拡散（リポスト）したくなる内容となっているか。	20	
		県の取組内容（各種イベント、キャンペーンへの出展、実施施策等）と相乗効果を生み出す企画となっているか。	10	
業務遂行能力	スケジュール	委託契約締結から業務完了までのスケジュールに、およそ必要な項目や業務が網羅され、無理がなく、効率的に実行できる内容となっているか。	10	30
	業務実施体制	県や各関係者との打合せや連絡調整等に適切に対応し、提案内容を確実に履行できる能力・執行体制となっているか。	10	
	費用積算内訳	見積金額が予算額の範囲内で、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性が図れているか。	10	
合計				100